

道州制・地方財政制度調査検討会

第4回道州制分科会拡大勉強会議事録（概要）

（2007年10月29日 議事堂全員協議会室）

おことわり

この分科会は、講師からのご要請により非公開で開催されましたので、概要についての記録に留めます。

講師：中央大学法学部 今村都南雄教授

- ・ 28次地制調における道州制問題の審議というのは、27次地制調の「今後の地方自治制度のあり方」に関する答申の延長線でまとめられた。
- ・ 28次地制調が道州制でまとめたのは、平成の大合併の予想外の進展と、現行の都道府県が限界に来ているという委員間の共通認識である。
- ・ グローバリゼーション、特に東南アジアにおける日本の行く末を考えたときに、一極集中は危ない、リスクであり、道州制のまとまりの中で、圏域間の相互のネットワークづくりというものが、これからはメインになってくるのではないかという見通しに立っている向きがある。
- ・ 道州制というのは、この国の形に関わる問題なので、覚悟を持って取り組む必要がある。
- ・ 道州を地方自治体とするのであれば、最高裁判例によれば地方自治体は一定の区域の住民がつくるのであるから、最低限必要な必須条件として、その区域の住民たちの間に、自分たちの政府をつくるのだという意識が醸成されなければならない。
- ・ 都道府県のあり方は、このままではもう限界にきている。このままでは都道府県の存在理由がもうもたなくなっている。
- ・ 道州制に移行する前に、まずは都道府県を名実ともに完全自治体とすることが先決であり、基礎自治体と一体となって、どこまで充実した地方自治を実現できるかが、府県改革のポイントである。
- ・ 分権改革という脈絡で道州制を位置付けようとする場合には、内閣法で定められた主任の大臣による分担管理の仕組みにメスを入れられるかどうかということが、隠された重要なポイントではないか。
- ・ 三重県には三重県のその独自性を踏まえた、これからの広域自治体の制度設計があってしかるべきであり、政令指定都市である札幌市と同じ人口を持つ三重県は、三重市という発想があってよい。
- ・ 住民自治というものは、コミュニティーレベルにその原点、拠点を求めようとしており、そういう準政府と呼んでいるものへのホットな関心がにわかに固まってきている。